役付設置基準

Rev	改 廃 内 容	日 付	作成者	代表取締役 承認日
1.0	初版	H19.4.1	総務部	
1. 1	規程管理規程の改正準備対応	H21.12.01	総務部	H21.11.24
1.2	係長事務取扱の廃止に伴う改定	H23.4.1	総務部	H23.5.12

役付設置基準

(職制規程との関係)

第1条 この基準は、職制規程第6条に基づき役付の責任と権限の明確化を図り、役付の設置基準を定める。

(役付設置基準および職責)

第2条 役付設置基準および職責等は以下のとおりとする。

役付	設置基準および職責		
部長	設置基準	・部に部長を設置する	あり
	職責	・経営トップの指示を受けて、部を統括し、分掌業務を遂行する	
副部長 設置基準・部長を		・部長を補佐するとともに、部長に事故があるときは、その職務	あり
		を代理するために設置することができる	
	職責	・部長より委任を受けた業務を処理することによって部長を補佐	
		し、分掌業務を遂行する	
上級主幹	設置基準	・全社業務全般に関する特命事項を、専任スタッフを配置して遂	なし
		行する必要がある場合など、部長相当の企画、判断および執行	
		能力が要請されるときは、設置することができる	
	職責	・経営トップの指示する特命事項に関する業務を遂行する	
係長	設置基準	・副部長を補佐するとともに、副部長に事故があるときは、その	なし
		職務を代理するために設置することができる	
		または、同一の分掌業務を遂行するスタッフが以下のいずれ	
		かの条件を満たした場合、設置することができる	
		※正社員3名以上	
		※正社員2名以上でかつ雇員、パート、外注者、派遣者を含	
		め4名以上	
		・部の中に複数の係長を設置することができる	
		主査の職を兼ねるものとする	
	職責	・副部長から指示・委任を受けた業務を処理することによって副	
		部長を補佐し、分掌業務を遂行する	
		・部に係長を複数設置する場合の副	
		部長を補佐する事項は、原則として兼務する主査の分掌業務に	
		関することとする	
		・その他は、主査の職責に準ずる	